

3. いわゆる複合業務について

■いわゆる「複合業務」とは、受け入れ期間に制限のない専門26業務と、それ以外の自由化業務を併せて行う場合の業務全体を指すものです。

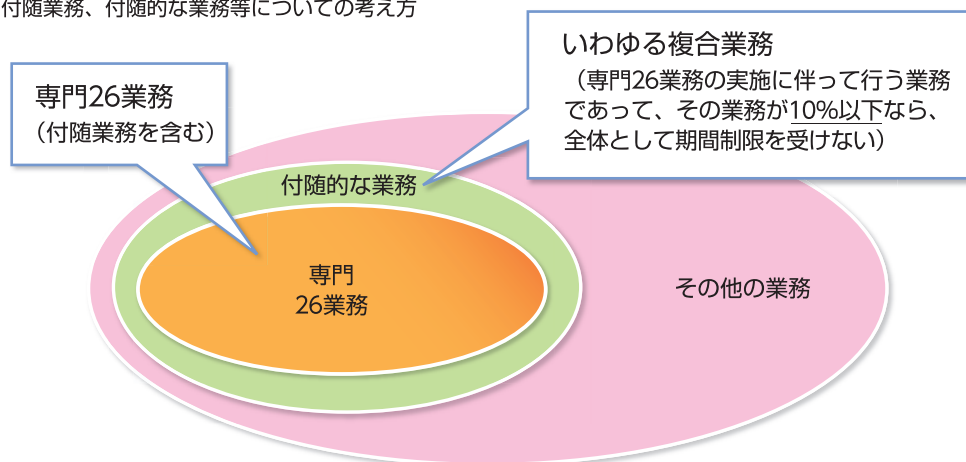
・「専門26業務の付随業務」：

専門26業務と密接不可分な行為又は一体的に行われる行為は、いわゆる「専門26業務の付随業務」であり、専門26業務の一部に含まれます。

・「専門26業務の付随的な業務」：

複合業務に含まれる専門26業務以外の業務が一定の条件を満たす場合¹には、当該複合業務を全体として派遣受け入れ期間の制限のない業務として取り扱うことができるものとされます。この場合の当該複合業務に含まれる専門26業務以外の業務は、いわゆる「専門26業務の付随的な業務」とします。

【図表 2-3-1】 付随業務、付随的な業務等についての考え方



専門26業務	……………	例えば5号業務(事務機器操作)の場合、事務機器の操作等
専門26業務の付随業務 (専門26業務の一部)	……………	5号業務の場合、例えば、事務機器操作の実施に電話対応を要する場合で、かつ、他の労働者と適切な割合で分担がなされているときの電話の対応、派遣労働者が自ら使用するプリンターの用紙補給等
専門26業務の付随的な業務 (専門26業務外)	……………	5号業務の場合、例えば、事務機器操作の実施に電話対応を要する場合で、かつ適切な割合で分担がなされず、それが派遣労働者の業務とされている場合の電話の対応や、派遣労働者の就業場所で適切な割合で分担がなされず、それが派遣労働者の業務とされている場合のプリンターへの用紙補給等
その他の業務	……………	専門26業務(付随業務を含む)でもなく、専門26業務の付随的な業務でもない業務(契約業務以外の書類整理・営業・販売など)

¹ 一定の条件を満たす場合とは、専門26業務の実施に伴って行う業務であって、その業務に費やされる時間の割合が、通常の場合の1日当たり、または1週間当たりの就業時間数の1割以下の場合を言います。